

民法（債権関係）の改正に関する検討事項(13)

第1 組合

1 総論

民法は、組合（第3編第2章第12節）に関する規定を置いている。これらの規定については、組合と呼ばれる多様な団体の中で、どのようなものを念頭に規定を置くのかが曖昧であることや、規定の全体的な構造が十分に整理されているとは言い難いことなどの指摘があり、具体的な提案として後記2から7までで取り上げたものが示されている。

これらの点も含め、組合に関する規定の見直しに当たっては、どのような点に留意して検討すべきか。

2 組合契約の成立

(1) 組合員の一人の出資債務が履行されない場合

組合契約については、同時履行の抗弁権や契約の解除などの契約総則の規定の適用関係に関する特別な規定は置かれていないので、形式的には、これらの規定がそのまま組合契約にも適用されることになる。

しかしながら、例えば、出資債務を履行しない組合員がいる場合に他の組合員が契約解除をすることができるという結論は、組合の団体的性格に照らして適切であるとは言い難いことから、組合契約の性格に即した特別な規定を整備すべきであるとの指摘がある。具体的には、組合員の一人が出資債務の履行をしない場合であっても、他の組合員は、原則として同時履行の抗弁権を行使することができず、債務不履行を理由として組合契約の解除をすることもできないこと等を条文上明記すべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(2) 組合契約の無効又は取消し

組合契約については、意思表示に関する民法総則の規定の適用関係についても特別な規定は置かれていないので、形式的には、これらの規定がそのまま組合契約にも適用されることになる。

しかしながら、例えば、ある一人の組合員の意思表示に錯誤等があった場合に組合契約の全部が無効となるという結論は、組合の団体的性格に照らして適切ではないことから、組合契約の性格に即した特別な規定を整備すべきであるとの指摘がある。具体的には、組合契約を締結する意思表示に錯誤等があった場合であっても、他に二人以上の組合員がいるときは、原則として

組合契約の効力は妨げられないこと等を条文上明記すべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

3 組合の財産関係

各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属するとされているが（民法第668条）、各組合員は持分の処分が制限され（同法第676条第1項）、組合財産の分割を請求することもできない（同条第2項）など、同法第2編（物権）の「共有」（同法第249条から第264条まで）とは異なり、組合員個人の財産から独立した性質を有するとされている。

このような組合財産の特殊な規律を明確化する観点から、各組合員の債権者は、組合財産に対して権利行使をすることができないことを条文上明記するほか、組合の債権及び債務に関して、現在の通説的な理解に基づき明文規定を設けるべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

（関連論点）組合財産の債務と組合員個人に対する債務との関係

組合の債権者は、組合財産に対しても、組合員個人の財産に対しても、責任を追及することができるが、その両者の関係が問題とされている。諸外国の立法例では、組合財産だけでは債権の満足に足りない場合に限って組合員個人の財産に対して責任を追及することができるとするものもあるとされているが、我が国の民法においては、明文の規定はないものの、組合財産及び組合員個人の財産のいずれに対しても請求をすることができることと解されている。その理由としては、持分会社のように社員の補充責任に関する規定（会社法第580条第1項）がないことや、組合財産は公示が不十分であり、かつ、組合員の全員の合意があれば分割し得るものであることなどが挙げられている。

この点に関して、組合の債権者は、まず組合財産に対して権利を行使しなければならず、組合財産によって満足を得られなかった場合に初めて組合員個人の財産に対して権利を行使することができるものとするべきであるとの考え方が提示されている（参考資料2 [研究会試案]・224頁）。この考え方に対しては、組合財産を維持するための制度が手当てされていないことや、債権者としては特に組合の規模が大きい場合に組合員個人の財産を重視すると考えられることなどの理由から、現在の解釈論どおりという理解の下で、特別な規定を設けるべきではないとする考え方もある。

これらの考え方について、どのように考えるか。

4 組合の業務執行及び組合代理

(1) 組合の業務執行

組合の業務執行については、組合としての意思決定とその実行とを区別することができる。民法第670条は、主に組合の意思決定の部分を決めていて、その意思決定を実行する権限（業務執行権）の所在が分かりにくいことなどの問題が指摘されている。そこで、例えば、各組合員は原則とし

て業務執行権を有すること等、現在の通説的な理解に基づき条文を明確化すべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(2) 組合代理

組合がその目的を達成するために対外的に法律行為を行うためには、その法律行為を行う方法（組合代理）が問題となるが、民法は、業務執行に関する規定（同法第670条）を置くのみで、組合代理に関する特段の規定を置いていないため、組合代理についても同条の規定に従うべきかどうか等をめぐって、判例・学説は分かれているとされている。

そこで、組合の業務執行とは別に組合代理についての規定を整備し、その法律関係を整理する必要があるとの指摘があり、業務執行者の定めの有無に応じて具体的な規律を設けるべきである等の考え方が提示されているが、どのように考えるか。

5 組合員の変動

(1) 組合員の加入

組合成立後の新たな組合員の加入について、民法には規定がない。しかし、一部の組合員がその資格を失っても組合は同一性を失わずに存続するとされているように（民法第678条から第681条）、組合には団体的性格があるとされていることから、判例・学説上、組合員の加入についても認められると解されている。そこで、組合員の加入に関する規定を整備し、加入の要件や加入した組合員の責任について条文上明らかにすべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(2) 組合員の脱退

組合員の脱退に関する規定（民法第678条から第681条まで）については、その規定内容を基本的に維持すべきとしつつ、やむを得ない事由があっても組合員が脱退することができない旨の組合契約の定めは無効であることや、脱退前の組合債務に関する脱退した組合員の責任に関して、判例・学説において示されてきた解釈を明文化すべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

6 組合の解散及び清算

(1) 組合の解散

組合の解散事由については、「事業の成功又はその成功の不能」などの事由が定められているが（民法第682条及び第683条）、このほか、総組合員の同意や、組合契約で定めた解散事由の発生、存続期間の満了などによっても組合は解散すると解されている。また、組合員が一人になった場合についても、組合が契約であることや団体であることを理由に、解散事由に当たる

とする見解があるが、組合の事業の継続性を重視する立場から、新たな組合員の加入によって組合が存続することを肯定すべきであるとする見解もある。

以上のような解釈論を踏まえ、組合の解散事由について、民法の規定を明確化すべきであるとの考え方が示されているが、どのように考えるか。

(2) 組合の清算

組合が解散した場合には清算が行われ、民法はその手続を定めている（同法第685条から第688条まで）。

組合契約の無効又は取消しは将来に向かってのみ効力を生ずることとする提案があるが（「2 組合契約の成立」参照）、その場合には、清算手続によって組合の財産関係を整理することが想定されている。そこで、この提案と併せて、組合契約の無効又は取消しに係る訴訟の認容判決が確定した場合を清算原因として追加すべきであるという考え方が示されている。

また、清算人を選任して清算事務を行わせる場合（民法第685条第1項後段）における清算人の職務権限については、同法第688条に規定されているもののほか、判例・学説上、各清算人は清算事務の範囲内で全ての組合員を代理する権限を有するとされており、このことを明文化すべきであるとの考え方も示されている。

これらの考え方について、どのように考えるか。

7 内的組合

既存の民法上の組合と近接する団体のうち、内的組合について、民法上に明文規定を設けるべきであるとの考え方が提示されている。この内的組合は、構成員相互の間の契約に基づき共同して事業を行うものである点で既存の民法上の組合と共通するが、事業活動に必要なすべての法律行為を一人の組合員が自己の名で行い、組合財産もすべてその組合員の単独所有とする点で既存の民法上の組合とは区別され、判例や学説でもその存在が認められているとされている。

このような内的組合について民法上規定を設け、組合に関する他の規定を必要に応じて準用することにより法律関係を明らかにすべきであるとの考え方があるが、どのように考えるか。

第2 終身定期金

1 総論（終身定期金契約に関する規定の在り方）

終身定期金契約とは、当事者の一方が、自己、相手方又は第三者の死亡に至るまで、定期的に金銭その他の物を相手方又は第三者に給付することを約束する契約である（民法第689条）。民法の起草当時は、将来的にこのような契約の利用が増えると予想されていたが、実際には、終身定期金契約は今日でもほとんど利用されていないと言われている。そこで、終身定期金契約については、

その要否を含めて見直すことが検討課題となり得る。

基本的な見直しの方針としては、①有償の終身定期金契約を中心に規定を再編成する考え方、②典型契約としてではなく特殊な弁済方法の一つとして、終身定期金としての不確定量の弁済の規定を設ける考え方、③終身定期金契約に代わる新たな典型契約として「射倖契約」の規定を設ける考え方及び④終身定期金契約の規定を単純に削除する考え方が、それぞれ具体的な改正提言を伴って示されているが、これらの考え方について、どのように考えるか。

このほか、終身定期金契約に関する規定の見直しに当たって、どのような点に留意する必要があるか。

(注) 以下においては、前記1における今後の検討の参考に供するため、仮に終身定期金契約の規定を見直したうえで、民法に新たな規定を置くという考え方を採ることとした場合に、具体的にどのような内容を盛り込むことになるかを見通しておくことを目的として、後記2から4までの問題について検討することとする。

2 有償の終身定期金契約を中心に規定を再編成する場合

(1) 終身定期金契約の成立

有償の終身定期金契約を中心に規定を再編成する立場からは、まず、終身定期金契約の意義について、終身定期金債権者が終身定期金の対価として財産権（金銭及び役務を除く。）を移転する義務を負う契約であることを明確にすべきであるという考え方が示されている。

また、上記の考え方は、終身定期金契約の成立について書面（電子的記録を除く。）を効力要件とするとともに、終身定期金の存続の基準となる者（以下「終身定期金基準者」という。）が契約当事者以外の第三者である場合には当該第三者の承諾も効力要件とすべきであるとしている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(2) 終身定期金契約の効力

有償の終身定期金契約は、射倖契約の一種であるとされ、偶然の出来事により左右されることを本質的な要素とするものであるから、その偶然性を欠く場合には、契約は無効になるとされている。そこで、終身定期金契約においては、終身定期金基準者が契約締結時に死亡していたときは、契約が効力を生じないことになるとして、その旨の規定を置くべきであるという考え方が提示されている。

また、この考え方は、終身定期金基準者が契約締結時に存在していた原因により契約締結の日から30日以内に死亡したときは、契約締結時に死亡していたときに準じるものとして契約の効力が生じないとする規定を置くべきであるという考え方を併せて提示している。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(3) 終身定期金の給付方法

民法は、終身定期金の各期の給付時期について特に規定を置いていないところ、有償の終身定期金契約が、通常、債権者の老後の生活保障を目的として利用されると言われていることを踏まえ、この点について前払とする規定を置くべきであるという考え方が提示されている。このような考え方について、どのように考えるか。

また、終身定期金の各期の給付時期について前払と明記することを前提として、民法第690条について、各期の初めに終身定期金基準者が生存していたときは、終身定期金債務者がその期間についての終身定期金全額を支払わなければならないものとするべきであるという考え方が提示されている。このような考え方について、どのように考えるか。

(4) 終身定期金契約の不履行解除

民法第691条は、解除の要件として、終身定期金の給付義務等の不履行のみを明記し、催告の要否については規定していないところ、この場合に一般の債務不履行解除と異なり催告を不要とする合理的な理由がないとして、催告が必要であることを条文上明確にすべきであるという考え方が提示されている。このような考え方について、どのように考えるか。

また、同条が定める解除の効果については、例えば、一回も定期金が支払われなかったような場合の法律関係を条文の文言から読み取ることは必ずしも容易でないことから、終身定期金債務者は、元本及びその果実（それを使用したことによる利益を含む。）を返還する義務を負うものとし、他方、終身定期金債権者は、受け取った終身定期金を返還する義務を負うものとするべきであるという考え方が提示されている。このような考え方について、どのように考えるか。

(5) 終身定期金基準者の早期死亡等による解除

有償の終身定期金契約では、終身定期金基準者が著しく早期に死亡した場合や長期間生存した場合には、元本と終身定期金の総額との間に著しい不均衡が生ずることがある。このような場合に、両者の不均衡を是正するために、終身定期金基準者が著しく早期に死亡したことにより、終身定期金債権者が受領した終身定期金の総額が元本に比して著しく少ないときは、終身定期金債権者又はその相続人が、解除することができるとする規定を設けるべきであるという考え方が提示されている。

また、この考え方は、解除権を行使することによって、終身定期金債務者又はその相続人が、受領した財産権の返還義務を負い、他方、終身定期金債権者又はその相続人は、受領した終身定期金の総額、利息及び契約費用を支払わなければならないとする規定等を設けることを併せて提案している。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(関連論点) 民法第693条の規律の見直し

終身定期金債権は、終身定期金基準者の死亡によって消滅するのが原則であるが、民法第693条第1項は、終身定期金債務者の責めに帰すべき事由によって終身定期金基準者が死亡したときに、裁判所が、終身定期金債権が相当期間存続することを宣告することができるとしている。

この規定について、「責めに帰すべき事由」という概念が多義的であることから、これを明確化するために、「終身定期金債務者の故意又は過失」に改めるべきであるという考え方が提示されている。このような考え方について、どのように考えるか。

また、民法第693条第2項は、終身定期金債務者の責めに帰すべき事由により終身定期金基準者が死亡することが、債務不履行に当たることを前提として、終身定期金債権者が、同法第691条に基づき契約を解除することができるとしている。終身定期金基準者の早期死亡時の特別の解除権を認めるという前記(5)の考え方からは、終身定期金債務者の責めに帰すべき事由により終身定期金基準者が死亡した場合について、同条の解除権と共に、上記の特別の解除権をも選択的に認めるべきであるという考え方が提示されている。このような考え方について、どのように考えるか。

(6) 無償契約及び遺贈への準用規定

有償の終身定期金契約を中心に規定を再編成すべきであるという立場は、

①有償の終身定期金契約に関する規定を無償の終身定期金契約及び終身定期金の遺贈に準用する旨の規定を設けるとともに、②無償の終身定期金契約について、贈与に関する規定の一部を準用することとし、準用される規定を条文上明記すべきであるという考え方を提示しているが、どのように考えるか。

3 終身定期金としての不確定量の弁済の規定を設ける場合

典型契約としてではなく特殊な弁済方法の一つとして、終身定期金としての不確定量の弁済の規定を設ける立場は、具体的に、①終身定期金としての不確定量の弁済の合意の効力、②終身定期金の弁済の方法及び③債務者の責めに帰すべき事由によって終身定期金基準者が死亡した場合の終身定期金債権の帰すうについての規定を設けるべきであるとする考え方を提示しているが、これらの考え方について、どのように考えるか。

4 射倂契約の規定を設ける場合

(1) 射倂契約の成立

終身定期金契約に代わる新たな典型契約として射倂契約の規定を設ける立場からは、まず、射倂契約は、一方又は双方の当事者の契約上の具体的な給付義務が発生するか否か又はその大小いかんが、偶然の出来事によって左右

され、これにより当事者の具体的な給付相互間の均衡関係が偶然によって左右されることを合意することによって効力を生じるという規定を設けるべきであるという考え方が提示されている。

そして、射倖契約の本質的な要素である偶然性の内容については、約定の事件の成否可能性についての当事者の不知（主観的偶然性）に求める見解を採用して、当事者が、契約締結の当時から約定の事件が生じたこと、又は生じ得ないことを知っていた場合には、偶然性を欠くものとして契約は無効となるという明文の規定を設けるべきであるという考え方が提示されている。また、契約締結の当時から少なくとも当事者の一方にとって損益が確実である場合にも、契約は無効となることについても明文の規定を設けるべきであるという考え方が提示されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(2) 賭博行為に関する規律

賭博行為は、射倖契約の一種であるとされるが、特別法により認められるもの（競馬法に基づく競馬等）でない限りこれが無効であることについては争いがないことから、射倖契約について明文の規定を設ける際には、賭博行為が無効であることについても明文の規定を設けるべきであるという考え方が提示されている。

このような考え方について、どのように考えるか。

第3 和解

1 総論

和解に関しては、後記2及び3で取り上げた問題点が指摘されているが、このほか、和解の規定を見直すに当たって、どのような点に留意する必要があるか。

2 和解の意義（民法第695条）

和解は、当事者が互いに譲歩をして、その間に存する争いをやめることを約する契約であり、争いの存在と当事者の互譲がその要件とされる（民法第695条）。このうち、当事者の互譲の要件については、和解の中心的な効力である確定効（同法第696条）を与えるのが適当かという観点から、緩やかに判断すべきであると解されており、この見解を更に進めて、当事者の互譲の要件は不要であるとする見解も主張されている。もっとも、当事者の一方のみが譲歩している場合には、たとえ反対の証拠が出てあきらめるといふ意思があるとは言にくいことを指摘して、当事者の互譲を和解の確定効を正当化する要素として位置付ける見解も有力に主張されている。

このような状況を踏まえて、和解の要件として当事者の互譲を不要とすべきであるという考え方が提示されているが、どのように考えるか。

3 和解の効力（民法第696条）

和解の効力として、和解された結果と反対の証拠が出てきたとしても和解の効力が覆らないという和解の確定効が認められると解されている（民法第696条）。和解の確定効により、紛争の蒸し返しが防止されることになるが、他方で、理由のいかんを問わず常に和解の確定効が認められるのは適当ではないため、どの範囲で和解の確定効を認めるかという点が問題となるところ、この問題は、これまで、どの範囲で錯誤による和解の無効の主張（民法第95条）をすることができるかという問題として議論されてきた。

この問題について、通説は、①争いの目的となっていた事項については錯誤による無効主張は認められないが、②争いの目的である事項の前提又は基礎とされていた事項、③①②以外の事項については錯誤による無効主張が認められ得るとしており、判例も、上記の通説と同様の結論を採っているとされている。

このような判例・学説を踏まえて、当事者の一方又は双方が争いの対象となった事項にかかる事実を誤って認識していた場合であっても、錯誤による無効主張又は取消しの主張をすることができないとする旨の規定を設けるべきであるという考え方や、当事者は争いの対象として和解によって合意した事項について、その効力を争うことができない（ただし、公序良俗違反や、詐欺・強迫の規定の適用についてはこの限りでない。）とする規定を設けるべきであるという考え方が提示されている。このような考え方について、どのように考えるか。

（関連論点）人身損害についての和解の特則

例えば、被害者に示談の時に予測ができなかった後遺症等が生じた場合にも、被害者が当該後遺症についての損害賠償を請求できるかという点が、和解の確定効との関係で問題とされてきたところであるが、判例は、「全損害を正確に把握し難い状況のもとにおいて、早急に小額の賠償金をもって満足する旨の示談がされた場合においては、示談によって被害者が放棄した損害賠償請求権は、示談当時予想していた損害についてのもののみと解すべきであって、その当時予想できなかった不測の再手術や後遺症がその後発生した場合その損害についてまで、賠償請求権を放棄した趣旨と解するのは、当事者の合理的意思に合致するものとは言えない」として、被害者が後遺症等について損害賠償を請求できる場合があると判示した。そこで、当事者が和解時に予見することができず、和解で定められた給付と著しい不均衡を生ずる新たな人身損害が明らかになった場合には、当該損害について和解の効力が及ばない旨の規定を設けるべきであるという考え方が提示されている（参考資料2 [研究会試案]・226頁）。このような考え方について、どのように考えるか。

第4 新種の契約

1 総論

民法は贈与から和解まで13種類の典型契約を定めているが、同法制定以来110年余りの間に、社会・経済が大きく変化し、取引形態も多様化・複雑化していることを踏まえ、典型契約について、このような変化に対応するための総合的な見直しを行い、現在の13種類の契約類型で過不足が無いかどうか、不足があるとすると新たに設けるべき契約類型はどのようなものか等の検討をする必要があるとの指摘があり、また、新たに設けるべき契約類型として後記2（ファイナンス・リース）のような具体的な提案があるが、これらの点も含め、どのような点に留意して検討する必要があるか。

（参考・民法の目次（抄））

第一編 総則

第二編 物権

第三編 債権

第一章 総則

第二章 契約

第三章 事務管理

第四章 不当利得

第五章 不法行為

第四編 親族

第五編 相続

第一節 総則

第二節 贈与

第三節 売買

第四節 交換

第五節 消費貸借

第六節 使用貸借

第七節 賃貸借

第八節 雇用

第九節 請負

第十節 委任

第十一節 寄託

第十二節 組合

第十三節 終身定期金

第十四節 和解

2 ファイナンス・リース

(1) 総論（典型契約とすることの要否）

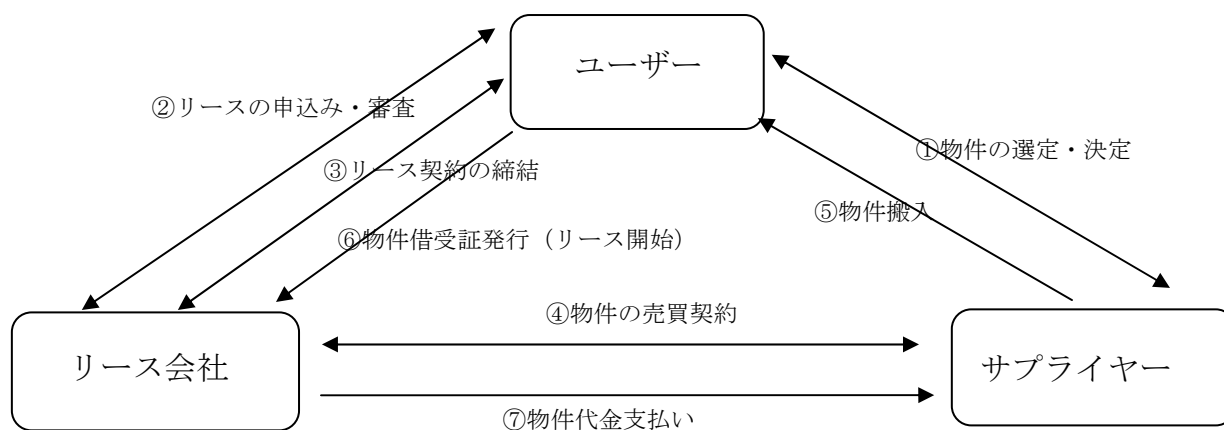
ファイナンス・リースとは、一般に、ユーザーが選定した物件をリース会社がサプライヤーから購入の上、これをリース会社がユーザーに賃貸する形式を採る契約であって、ユーザーが支払うリース料は物件の取得価額や諸費用の全額を元に算定され、ユーザーによるリース期間中の中途解約も認められないものなどとされている。

このようなファイナンス・リースは、現代社会において重要な取引形態と

して位置づけられており、また、民法の典型契約のいずれか一つに解消されない独自性を有していること等から、これを新たな典型契約として規定すべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

また、ファイナンス・リースを典型契約とすること全般について、どのような点に留意して検討すべきか。

【参考図 ファイナンス・リース取引の流れ】



(社団法人リース事業協会作成資料より)

(注) 以下においては、前記「2(1) 典型契約とすることの要否」における今後の議論の参考に供するため、仮にファイナンス・リースを民法の典型契約として規定することとした場合に、具体的にどのような事項を規定することになるかを見通しておくことを目的として、検討することとする。

(2) ファイナンス・リースの定義

新たな典型契約としてファイナンス・リースに関する規定を設けるとした場合に、ファイナンス・リースをどのように定義するか。

「リース提供者が、ある物(目的物)の所有権を第三者(供給者)から取得し、目的物を利用者に引き渡し、利用者がその物を一定期間(リース期間)利用することを忍容する義務を負い、利用者が、その調達費用等を元に計算された特定の金額(リース料)を、当該リース期間中に分割した金額(各期リース料)によって支払う義務を負う契約」と定義する考え方が示されているが、どのように考えるか。

(3) ファイナンス・リースの効力

ア リース期間の開始

ファイナンス・リースの実務においては、リース提供者が利用者の指定した物品を供給者から購入し、供給者から利用者に対してリース物件が引

き渡された後、利用者が物件の借受証をリース提供者に交付することにより、リース期間が開始するとされており、このリース期間の開始前と後で、リース提供者と利用者との間の法律関係が大きく変化するといわれている。リース物件に瑕疵があった場合についても、リース期間の開始前は、利用者はリース物件の受領を拒み、リース提供者に対して瑕疵のない物の引渡しを求めることができるのに対し、リース期間の開始後は、リース提供者はリース物件の瑕疵について責任を負わないとされている。

このような実務を踏まえ、利用者は、リース物件の引渡しを受けた後、直ちに検査を行い、瑕疵がないことを確認した上でその旨の通知を行うものとし、この通知が行われた時からリース期間が開始するものとすべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

イ リース期間中のリース提供者の義務

リース期間の開始後におけるリース提供者は、リース物件に関して修繕義務等の維持管理をする義務や瑕疵担保責任を負わないことなど、賃貸借における貸主とは異なる地位に立つとされている。

このような賃貸人の義務との相違を踏まえ、リース期間中におけるリース提供者の義務について、目的物の修繕義務を負わないこと等を明らかにする規定を設けるべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

ウ リース期間中の利用者の義務

ファイナンス・リースの利用者は、他人の所有に属するリース物件を利用する者として賃貸借における賃借人と類似の義務を負うことがある一方、利用者が支払うリース料が融資の返済としての性格を有する点で賃借人の義務と異なる面もあるとされる。

このような賃借人の義務との異同を踏まえ、リース期間中の利用者の義務について、目的物の用法遵守義務を負うこと、目的物を無断で第三者に使用させてはならないこと等を明示すべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(4) ファイナンス・リースの終了

ファイナンス・リースのリース期間中におけるリース提供者と利用者との関係は、リース物件の調達費用等に対する信用供与という側面があり、リース料はその返済としての性質を持つことから、特段の合意がある場合を除いてリース期間中の中途解約は認められず、利用者の債務不履行によって契約が解除された場合であってもリース料債務は消滅しないこと等の特徴があるとされる。

そこで、ファイナンス・リースの終了時におけるこのような当事者間の法

律関係を規定上明らかとすべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。